

放課後対策事業及びいきいき活動事業をご利用の保護者の皆様

大雨や台風時、地震発生時等の 放課後対策事業及びいきいき活動事業の休会について

令和8年5月29日から気象庁が新たな防災気象情報について運用を開始したことに伴い、異常気象や地震発生の際に、次のように対応することといたしますので御確認の上、適切に対処していただきますようよろしくお願いします。5月に配付したプリントと今回配付したプリントを差し替えて保管してください。

■「放課後対策事業（通学日）」（くすのき教室）の対応

- 1 学校が臨時休業とした場合は、休会となります。

■「いきいき活動事業」（土曜日いきいき教室・長期休暇いきいき教室）の対応

1 「特別警報」や大地震の場合

- ・ 前日の午後5時から当日の午前6時に、広島市のいずれかの区（安佐南区、安佐北区、佐伯区も含みます）において、「レベル5特別警報」「震度5弱」以上の地震、「長周期地震動階級3」以上が発表または発生している場合、午前・午後とも「休会」とします。

2 「危険警報」「特別警報」が発令されている場合

- ・ 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「レベル4危険警報」または「レベル5特別警報」が発令されている場合は、午前・午後とも「休会」とします。

3 台風接近時の場合

- ・ 午前6時の時点で、広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「暴風警報」、「レベル3大雨警報以上の警報」「レベル3氾濫警報以上の警報」「レベル3土砂災害警報以上の警報」のうち警報が一つでも発表されている場合は、午前・午後とも「休会」とします。

4 台風接近時以外の場合

- ・ 午前6時の時点で広島市南区・中区・西区・東区・安芸区のいずれかの地域に「暴風警報」、「レベル3大雨警報以上の警報」「レベル3氾濫警報以上の警報」「レベル3土砂災害警報以上の警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のうち警報が二つ以上発表されている場合は、午前・午後とも「休会」とします。

※ 警報が一つのみ発表されている場合で、学校が臨時休校となった場合は、午前・午後とも「休会」とします。学校が休校とならなかった場合は警報等の状況を見て、午前8時30分頃に休校か否か判断します。

5 その他

- ・ 警報等の内容に関わらず、交通機関の遮断等により指導員が出勤できない場合は「休会」となる場合があります。その際は連絡いたします。

※ なお、開会の場合でも地域により状況や危険度が異なる場合がありますので、気象情報や交通情報などにより出欠について各家庭で判断し、休まれる場合は「くすのきいきいき携帯」に連絡してください。

※ 送迎については、保護者の方が安全を確認され責任をもって行うようにしてください。

※ 安全に支援・見守りすることができないと判断した場合は、休会になることもあります。